

第16期



クリーン船橋 ごみゼロ 530推進員

(船橋市廃棄物減量等推進員)

活動のてびき



船橋市環境部クリーン推進課

TEL047-436-2434

目 次

- クリーン船橋530推進員(船橋市廃棄物減量等推進員)の皆様へ
- 「クリーン船橋530推進員」とは?P1
- “ふなばし資源循環プラン”(船橋市一般廃棄物処理基本計画)とはP2
- クリーン船橋530推進員制度の概要(主な活動内容)P3
- 活動計画書作成のポイントP11
- ごみに関する「よくあるQ&A」P15

《要綱・各種様式》

- 船橋市廃棄物減量等推進員要綱P18

様式1 船橋市廃棄物減量等推進員届出書

様式2 船橋市廃棄物減量等推進員変更届出書

様式3 船橋市廃棄物減量等推進員辞任届出書

様式4 船橋市廃棄物減量等推進員地区代表届出書

様式5 船橋市廃棄物減量等推進員活動計画書

活動計画概要

様式6 船橋市廃棄物減量等推進員活動報告書

活動報告概要

様式7 身分証明書

《クリーン船橋530推進員(船橋市廃棄物減量等推進員)の皆様へ》

この手引きは、クリーン船橋530推進員の皆さまが、地域の活動を続けていく際の参考としていただくために作成したものです。活動していくうえでよくある質問等を掲載いたしますので、ご活用いただければ幸いです。

今後も、クリーン船橋530推進員の皆さまと力を合わせて、さらなるごみ減量・資源化、地域の環境美化に取り組んでまいりますので、引き続きご協力ををお願いいたします。



「クリーン船橋530推進員」とは？

「船橋市廃棄物減量等推進員（通称：クリーン船橋530（ごみゼロ）推進員）」の皆さまは、市と地域の皆さまの架け橋となっていただき、ごみの減量・リサイクルの推進などを周知、啓発していただくほか、皆さまがお住いの地域の環境美化に取り組んでいただく地域のリーダーです。

主な活動内容

1. ごみの適正な分別・排出および3R促進に係る啓発
2. 生活環境保全に関する市と地域の調整
3. 地域における美化活動の促進
4. 市の環境関係PR活動への協力
5. 地区活動の活動計画書・報告書の提出

※詳しくは5ページ～





“ふなばし資源循環プラン”とは？ (船橋市一般廃棄物処理基本計画)

3つの基本方針

船橋市では、令和4年3月に船橋市一般廃棄物処理基本計画を策定し、「未来へつなぐ 持続可能な循環型社会の実現を目指して～ふなばし資源循環プラン～」を基本理念として、3つの基本方針を定めています。

【基本方針1】

市民・事業者・行政の協働

【基本方針2】

2Rのさらなる推進と環境負荷の低減

【基本方針3】

安全で安定した収集運搬と処理体制

4つの数値目標

また、基準年度を令和元年度、中間目標年度を令和8年度、目標年度を令和13年度として4つの数値目標を設定しています。
具体的な数値目標は以下のとおりです。

	基準年度 (令和元年度)	中間目標年度 (令和8年度)	目標年度 (令和13年度)
①総排出量	204,787t	195,000t 5%削減	182,000t 11%削減
②1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	534g	490g 8%削減	440g 18%削減
③リサイクル率 (出口側の循環利用率)	21.6%	26%	30%
④最終処分量	7,729t	6,800t 11%削減	5,900t 23%削減

令和5年度に船橋市が行ったごみ組成調査では、家庭ごみとして出されたものうち、12.74%が「資源化できる紙類」となっており、分別すれば資源としてリサイクルできるものが可燃ごみに多く含まれていることがわかりました。

また、家庭から出る可燃ごみの29.73%を占める生ごみには、手つかず食品や食べ残しなどの食品ロスが2.94%含まれていることが確認されました。

目標達成には、資源物の分別の徹底や、必要以上に食材の購入はしない等ごみの発生抑制について、地域に周知・啓発していただくクリーン船橋530推進員の方々の活動が不可欠です。



クリーン船橋530推進員制度の概要

1. 制度の目的

ごみと資源物を正しく分別してマナーを守って出すこと、資源物はリサイクルするなど、ごみの適正な排出や減量を推進するためには、各家庭・地域での日頃の継続した取り組みが欠かせません。

「船橋市廃棄物減量等推進員(クリーン船橋530推進員)制度」は、船橋市自治会連合協議会 地区連絡協議会会長から推薦された方々をクリーン船橋530推進員に委嘱して、地域におけるごみの適正な分別や排出、リサイクル等の取り組みのリーダー的役割を担っていただき、市民と行政が連携して、快適な生活環境づくりを効果的に推進していくことを目的としています。



2. クリーン船橋530推進員の委嘱

(1)「クリーン船橋530推進員」とは？

クリーン船橋530推進員は、地域においてごみの減量・資源化やまちの環境美化を推進するリーダーです。

船橋市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8で規定する「廃棄物減量等推進員」として位置付けています。

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進員）

第5条の8 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

(2)推薦および委嘱

① 推薦・委嘱方法

船橋市自治会連合協議会 地区連絡協議会会長からの推薦に基づき、市長が委嘱します。

② 委嘱者数

クリーン船橋530推進員は、各地区(※1)の環境美化の実情及び世帯数を考慮し、配置人数を決めていただきます。

(※1 「各地区」=24地区コミュニティの各地区)

③ 任期

2年間(令和7年6月1日～令和9年5月31日)

(※ 途中で委嘱された場合の任期は、「委嘱された日～令和9年5月31日」となります。)

④ 配布物

委嘱状・身分証明書・クリーン船橋530推進員のキャップをお渡しします。



3. 主な活動内容

(1)ごみの適正な分別・排出及び3R促進に係る啓発

ごみの適正な分別や排出、リサイクルを促進するためには、地域の皆さんに、分別・リサイクルの必要性やごみと資源物の正しい分別方法などを知つてもらうことが大切です。

そのため、市が情報提供した文書やチラシなどについて、町会・自治会などと連携をとり、町会・自治会内での回覧や掲示などにより、地域の方々への周知に努めてください。

- ・分別、リサイクルの必要性
- ・正しい分別方法など



◆活動の例



外国人住民への ごみ分別方法等の周知

外国人住民のみなさんへのごみの分別方法等の周知に、「外国語版家庭ごみの出し方簡易パンフレット」をご活用ください。

※パンフレットは、6か国語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語)で作成しております。



ごみ分別アプリ「さんあ～る」の周知

手軽にごみの分別や収集日などを確認できるスマートフォン向けのアプリ「さんあ～る」を配信しており、ごみ出し日の確認や、クイズで分別方法などについて学ぶことができるほか、英語、中国語にも対応しています。

アプリ利用料は無料(通信料は利用される方の負担)です。
地域の方々への周知にご協力をお願いします。

◆市ホームページ(ごみ分別アプリ配信中！)

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/gomi/001/p064391.html>
トップページ > 暮らし・手続き > ごみ・リサイクル > 家庭ごみの出し方・収集日
> ごみ分別アプリ配信中！



ごみ出しカレンダー



(2)生活環境保全に関し、本市と地域住民及び地域住民相互間の調整

ごみ収集ステーションは市内に約20,000箇所あり、その形状などは多様です。

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第13条第2項では『ごみ収集ステーションを使用する者は、相互に協力して、常に当該ごみ収集ステーションを清潔に保つよう努めなければならない。』と定めており、ごみ収集ステーションは使用者が相互に協力して維持管理することとなっています。

ごみ収集ステーションは様々な問題が生じるケースがあり、利用者同士の解決が困難な場合など、ごみ収集ステーションの諸問題に対して、市と連携して解決に取り組んでいただくようお願いします。

《ごみ収集ステーションにおける諸問題の具体例》

- ・鳥獣対策を実施していないため、カラスや猫に荒らされてごみが散乱する
- ・ごみ分別を守らないため、収集されない
- ・収集日を守らずに出すため、不衛生
- ・指定袋を使用しないから収集されない
- ・ごみ収集ステーションへの粗大ごみなどの不法投棄



◆活動の例

地区担当の環境指導員と連携して解決

各地区の諸問題について、クリーン推進課で配置している地区担当の環境指導員への相談、また、環境指導員からクリーン船橋530推進員の方々への情報提供など、双方が連携して問題解決をお願いします。



市主催の研修会への参加

地区的推進員会議などのタイミングとあわせて、市が廃棄物減量等推進員の方々を対象とした研修会を開催しますので、ご参加をお願いします。

不法投棄防止等の地域の環境美化パトロール

日常生活の範囲内(住居から概ね1km範囲)で、不法投棄防止等の地域の環境美化パトロールをお願いします。

不法投棄を発見した際、市へ通報

※通報の方法は次ページ

STOP ! 不法投棄



不法投棄を発見した際は、下記のいずれかの方法で市へ通報してください

◆LINEで通報する

市ホームページ（不法投棄を見つけたらLINEで通報を！）

<https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/kankyou/003/p110391.html>

トップページ > まちづくり・環境保全 > 環境保全 > 環境美化 > 不法投棄を見つけたら

LINEで通報を！



◆メールで通報する

市ホームページ（不法投棄の情報提供について）

<https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/kankyou/003/p001192.html>

トップページ > まちづくり・環境保全 > 環境保全 > 環境美化 > 不法投棄の情報提供について



◆電話で通報する

船橋市廃棄物指導課 監視指導係 電話：047-436-3810

ごみ収集ステーションへの不法投棄物については、クリーン推進課までご連絡ください。

船橋市クリーン推進課 まち美化・指導係 電話：047-436-2434

(3)地域における美化活動の促進

きれいな環境ではごみの不法投棄が減り、また、住人もごみ出しルールを守り、分別意識も高くなります。

地域の実情に合わせて、クリーン船橋530推進員の方々が中心となって地域の生活環境を清潔に保つための活動をお願いします。

◆活動の例

地域での清掃活動の実施



市の環境美化活動への支援の周知



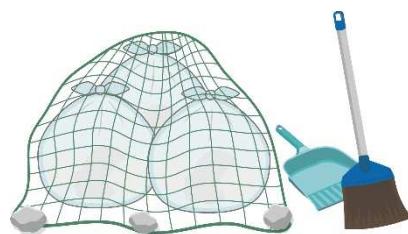
◆ 町会・自治会で実施する清掃活動において、多量のごみ回収が必要な場合

は市で回収を行っています。

◆ ごみ収集ステーションに対して管理用具(ごみ散乱防止ネットやほうき・ち

りとりセット)を市で貸与しています。

市ホームページ(ごみ収集ステーション管理用具
(ごみ散乱防止ネット、ほうき・ちりとりセット)を
貸与します。)



<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/gomi/009/kannriyougu.html>

◆ ごみ収集ステーションに収集日や分別を記載した看板を設置しています。

色あせ等の劣化がある場合、地区担当の環境指導員が交換します。

(4)市の環境関係PR活動への協力

市では、『クリーン船橋530の日』(5月最後の日曜日に開催)と『船橋をきれいにする日』(11月の3回目の日曜日に開催)、年に2回、市内一斉清掃事業を開催しています。

市内全ての市立小学校を集積所とし、自宅から最寄りの小学校までごみ拾いを行う事業となります。

◆活動の例

市内一斉清掃事業の周知

事業のご案内をお送りしますので、地域の方々に対して事業の周知・参加呼びかけをお願いします。

530

市立小学校（集積所）

等でのごみ袋の配布

市内一斉清掃への参加者に対して、ごみ袋等の提供をお願いします。



市の環境関係PRイベント・活動

- ◆クリーン船橋530の日（5月最後の日曜日）
- ◆船橋をきれいにする日（11月の3回目の日曜日）など

(5)地区活動の活動計画書・報告書の提出

クリーン船橋530推進員委嘱後、地区ごとに活動の取りまとめを行う代表者を選出していただき、活動計画書の提出をお願いします。また、年度末には活動報告書の提出をお願いします。

各地区の環境指導員がクリーン船橋530推進員の方々と一緒に地域の美化活動を進めますので、お気軽にご相談ください。(電話047-436-2434)

【活動計画書・報告書作成の手順、提出書類など】

①地区代表者の決定(4月頃) ※推進員委嘱年度は6月頃

地区的廃棄物減量等推進員の中から地区代表を決めて、クリーン推進課に提出して下さい。

様式4「船橋市廃棄物減量等推進員地区代表届出書」

②活動計画書の届出(4月頃) ※推進員委嘱年度は6月頃

地区的廃棄物減量等推進員の皆様で問題点や取り組む内容を検討し、「船橋市廃棄物減量等推進員活動計画書の作成にあたって」を参考に今後1年間の活動計画を立て、クリーン推進課に届出して下さい。

様式5「船橋市廃棄物減量等推進員活動計画書」

※活動計画概要を添付してください。

③報告書の届出(3月頃)

活動計画で予定した地区的活動状況や結果など、1年経過後の実施内容をクリーン推進課に届出して下さい。

様式6「船橋市廃棄物減量等推進員活動報告書」

※活動報告概要と活動報告詳細を添付してください。

◆ 船橋市廃棄物減量等推進員が個人や町会・自治会等で活動する場合は

地区代表に連絡し、地区代表は、地区での活動と併せて、船橋市廃棄物減量等推進員活動報告書に報告をお願いします。

活動計画書作成のポイント

活動計画書の作成にあたっては、各地域において、地域環境の課題について日頃から行っている活動について、あらためて内容を整理することで、具体的な行動に移して行くことが可能となります。

具体的な活動内容については、地域の皆さんまで話し合い、共通の認識を持ち、それぞれの地域で実現可能な活動を検討してください。

- (1) 地域で開催される催し等での啓発活動も計画に含めて記載してください。**
(例 福祉まつり、地域のバザーでの啓発活動)
- (2) 地区全体で取り組む活動だけでなく、各町会等で実施する活動も記載してください。**
- (3) 現在実施している活動と併せて、今後、新たに実施する活動も記載してください。**(※新たに活動を計画される場合は、無理のない実施計画としてください。)



計画策定のための会議・打ち合わせなどには、地区担当の環境指導員も、同席させていただきますので、ご連絡ください。
(電話047-436-2434)

【活動の参考例】

◆美化・環境改善等の会議、検討会



◆美化・環境啓発活動

- ・環境美化ニュース等の発行
 - ・環境写真展の開催
 - ・啓発看板・マークの作成
- など

◆町会清掃の実施



その他

- ◆施設見学バスによる、ごみ処理施設の見学
 - ◆フリーマーケットの開催
- など

◆各種催しへの参加

- ・「クリーン船橋530の日」、
「船橋をきれいにする日」の活動
- など

◆不法投棄対策

- ・不法投棄、ごみ散乱マップ作成
- ・不法投棄パトロール
- ・不法投棄箇所の防止措置
(柵、立て札など)
- など

【活動計画書の記載例】

〈活動計画概要〉

No. 1

地区名	△△△ 地区	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
日 時	名 称 ・ 内 容		対象者
令和〇年〇月〇日()	地区推進員会議 ・地区代表の選出と今後の活動内容を検討する。		地区船橋市廃棄物減量等推進員全員(22名)
偶数月の第4日曜日	△△の森の清掃 ・子供の遊び場となっている緑地を定期的に清掃する。		各子供会・町会の持ち回り
5月中旬～	530の日実施のPR ・町会ごとに清掃箇所や方法を決め、回覧で参加呼びかけを行う。		各町会役員 船橋市廃棄物減量等推進員
5月〇日()	クリーン船橋530の日 ・町会ごとに清掃を実施する。 ・△△小学校のごみ集積所で、ごみの整理や町会連絡をする。		船橋市廃棄物減量等推進員 各町会役員
8月初旬	△△町会夏まつり ・ごみの分別と処理方法を考える。また、ごみの持ち帰りをPRする。 ・フリーマーケットを開催する。		夏まつり実行委員
9月初旬	ごみ処理施設見学会 ・市のバスを利用し、ごみ処理施設の見学を行う。		△△町会役員 △△町会希望者
11月〇日(日)	船橋をきれいにする日 ・△△商店街で清掃とポイ捨て防止の啓発を行う。 ・△△小学校のごみ集積所で、ごみの整理や町会連絡をする。		△△商店会 町会役員 船橋市廃棄物減量等推進員
令和〇年2月中旬	不法投棄防止パトロール ・地区の推進員全員で、不法投棄が多い場所のパトロールを行う。		船橋市廃棄物減量等推進員
3月下旬	△△町会クリーンデー ・町会会館周辺の清掃を行う。		△△町会

※活動計画の名称と内容を
簡潔に記入してください

※主催者や参加者を
記入してください

【活動報告書の記載例】

〈活動報告概要〉

地区名	△△△ 地区	期間	年月日～年月日
日 時	名 称 ・ 内 容		対象者
令和〇年〇月〇日()	地区推進員会議 ○地区役員会議 ・船橋市廃棄物減量等推進員の地区代表を選出した。 ・推進員の年間活動計画を立てた。 ・530の日の実施体制を検討した。		地区船橋市廃棄物減量等推進員全員(22名)
偶数月の第4日曜日	△△の森の清掃 雨天のため、開催中止。		各子供会・町会の持ち回り
5月中旬～	530の日実施のPR ・町会の回覧や掲示板にチラシを掲示した。		各町会役員 船橋市廃棄物減量等推進員
5月〇日()	クリーン船橋530の日 ・町会ごとに清掃を実施した。 ・△△小学校のごみ集積所で、ごみ袋の配布を行った。		船橋市廃棄物減量等推進員 各町会役員
8月初旬	△△町会夏まつり ・ごみの持ち帰りをPRした。 ・市と連携してごみクイズを実施した。		夏まつり実行委員
9月初旬	ごみ処理施設見学会 ・市のバスを利用し、ごみ処理施設の見学を行った。		△△町会役員 △△町会希望者
11月〇日(日)	船橋をきれいにする日 ・△△商店街で清掃とポイ捨て防止の啓発を行った。 ・△△小学校のごみ集積所で、ごみ袋の配布を行った。		△△商店会 町会役員 船橋市廃棄物減量等推進員
令和〇年2月中旬	不法投棄防止パトロール ・不法投棄が多い場所を中心にパトロールを行った。 ・投棄物はラインで通報した。		船橋市廃棄物減量等推進員
3月下旬	△△町会クリーンデー ・町会会館周辺の清掃を行う。		△△町会

※活動報告の名称と内容を
簡潔に記入してください

※主催者や参加者を
記入してください

〈活動報告詳細〉

No. 1

【記載例】

〈活動報告詳細〉

	活動日 日時	活動内容	推進員1	推進員2	推進員3	推進員4		推進員22	推進員23	推進員24	推進員25
4月			0	0	0	0		0		0	0
				0		0				0	0
5月	活動日 日時	活動内容	推進員1	推進員2	推進員3	推進員4		推進員22	推進員23	推進員24	推進員25
	5月13日(土) 10:00~12:00	委嘱状交付式 ・交付式及び研修会への参加	0	0	0	0		0	0	0	0
	5月21日(日) 10:00~12:00	推進員会議 ・地区代表を選出した ・年間活動計画を策定した (●●●自治会館)									
			0	0		0		0		0	
	5月28日(日)	「クリーン船橋530の日」に参加 ・○○小学校集積所でごみ袋配布 ・町会ごとに清掃を実施した	0	0		0		0			0
6月	活動日 日時	活動内容	推進員1	推進員2	推進員3	推進員4		推進員22	推進員23	推進員24	推進員25
	6月…日(日) 10:00~15:00	△△まつりに参加 ・不要品を持ち寄り、フリーマーケットを開いた	0	0	0	0		0			0
	6月…日(水) 10:00~15:00	ごみ処理施設見学会 リサちゃんバスで○○清掃工場の見学		0		0		0	0	0	0
	6月…日(土) 11:00~15:00	××地区クリーンデー ・町会ごとに、清掃を実施した	0	0	0	0		0		0	
…月	活動日 日時	活動内容	推進員1	推進員2	推進員3	推進員4		推進員22	推進員23	推進員24	推進員25
	…月…日(日) 10:00~12:00	市地区担当環境指導員と協議 ・ゴミ分別及びパトロールについて	0	0	0	0		0			0
	…月…日(土) 10:00~12:00	地区役員会議 ・530の日実施結果の報告を行った		0		0		0	0	0	0
	…月…日(土) 10:00~12:00	地区推進員会議 ・年間活動報告をまとめた	0	0	0	0		0		0	

※各月の活動内容と、クリーン船橋530
推進員の参加状況を記入してください

ごみに関する「よくあるQ&A」

家庭ごみ関連

Q1 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンはどのように処分したらいいのでしょうか。

A1 家電リサイクル法の対象品は、市で回収することができません。

状況によって処分方法が異なりますので、市ホームページを参考に処分してください。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/gomi/004/p001526.html>



Q2 デスクトップパソコンはどのように処分したらいいのでしょうか。

A2 パソコンリサイクル制度の対象になりますので、各メーカーのリサイクル受付に申し込んでください。

メーカーのないパソコンの場合は一般社団法人パソコン3R推進協会(03-5282-7685)にお問い合わせください。

また、上記の回収方法のほか、小型家電として宅配便による回収を利用してリサイクルすることもできます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/gomi/004/p001552.html>



※個人情報等を消去してから処分してください。

Q3 ノートパソコンはどのように処分したらいいのでしょうか。

A3 船橋市内20ヶ所に設置されている小型家電回収ボックスで回収しています。(市ホームページをご覧ください。)

小型家電回収ボックスに投入することが難しい場合は、パソコンリサイクル制度の対象になりますので、各メーカーのリサイクル受付に申し込んでください。

メーカーのないパソコンの場合は一般社団法人パソコン3R推進協会(03-5282-7686)にお問い合わせください。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/gomi/001/p028842.html>



※個人情報等を消去してから処分してください。

Q4

スプレー缶は穴をあけて出す必要がありますか。

A4

スプレー缶は穴をあけずに、中身を使い切ってから資源ごみとして出してください。

※塗料の缶はリサイクルに向きないので、中身を使い切ってから不燃ごみとして出してください。

Q5

古い灯油が残ってしまいましたが、どのように処分したらいいのでしょうか。

A5

市では処分できませんので、お近くのガソリンスタンドに相談してください。

Q6

プラスチック製品のリサイクルマークがついているものがありますが、ペットボトルの回収ネットに入れてもいいでしょうか。

A6

船橋市で回収しているリサイクルマークのついたプラスチック製品はペットボトルのみです。

ペットボトル以外のリサイクルマークのついたプラスチック製品は、可燃ごみとして排出してください。

また、スーパー等で回収しているものがあれば、回収にご協力ください。



Q7

粗大ごみの出し方を教えてください。

A7

粗大ごみの収集には申し込みが必要になりますので、まずは粗大ごみ受付センター(047-457-4153)に電話をしてください。お申し込みの時に、処理料金、収集日、出す場所を確認してください。
また、令和7年4月1日からインターネット申し込みを開始しました。
詳しくは市ホームページをご確認ください。
<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/gomi/002/p001549.html>



Q8

どのようなごみが粗大ごみになりますか。

A8

長い所が50cmを超えている可燃性のごみや、不燃ごみの指定袋(20ℓ)に入らない不燃性のごみが粗大ごみに該当します。

Q9

新聞や段ボールなどの有価物を持ち込む場所はありますか。

A9

市では有価物の受入をしておりませんので、直接、有価物の卸問屋に持ち込んでください。

【有価物の卸問屋】

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ・リーガルサービス | 船橋市南海神1-5-19
047-401-5245 |
| ・市川紙原 | 船橋市習志野4-9-1
047-473-4106 |
| ・斎藤英次商店 | 船橋市藤原3-19-15
お客様窓口:04-7186-6701 |

《要綱・各種様式》

○ 船橋市廃棄物減量等推進員要綱

様式1 船橋市廃棄物減量等推進員届出書

様式2 船橋市廃棄物減量等推進員変更届出書

様式3 船橋市廃棄物減量等推進員辞任届出書

様式4 船橋市廃棄物減量等推進員地区代表届出書

様式5 船橋市廃棄物減量等推進員活動計画書
活動計画概要

様式6 船橋市廃棄物減量等推進員活動報告書
活動報告概要

様式7 身分証明書

※各様式は、市のホームページからもダウンロードできます

トップページ > 暮らし・手続き > ごみ・リサイクル > その他のお知らせ > 船橋市廃棄物減量等推進員（通称:クリーン船橋530推進員）について
<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/gomi/009/suishin.html>



船橋市廃棄物減量等推進員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（平成20年3月31日船橋市条例第14号）第38条の規定による、船橋市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の委嘱、任期、職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通称)

第2条 船橋市廃棄物減量等推進員の通称は、「クリーン船橋530推進員」とする。

(委嘱等)

第3条 推進員は、船橋市自治会連合協議会（以下「自連協」という。）のコミュニティ地区の環境美化の実情及び世帯数等を考慮し置くものとする。

2 推進員は、船橋市自治会連合協議会地区連絡協議会（以下「地区連」という。）の会長が選出し、船橋市廃棄物減量等推進員届出書（様式1）により、市長に届け出るものとする。

(任期)

第4条 推進員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 推進員が、任期途中で交代する場合は、船橋市廃棄物減量等推進員変更届出書（様式2）により、市長に届け出るものとする。なお、後任の推進員の任期は、前任の推進員の任期は残任期間とする。

3 推進員が任期途中で選出された地区連の地区外に転出または体調不良等により、推進員の役割を果たすことができない等で辞任する場合は、船橋市廃棄物減量等推進員辞任届出書（様式3）により、市長に届け出るものとする。

(活動内容)

第5条 推進員は、次の各号に掲げる事項の活動を行うとともに、市長が生活環境保全に必要と認める活動を自主的に実施できるものとする。

- (1) ごみの適正な分別・排出および3R促進に係る啓発
- (2) 生活環境保全に関し、本市と地域住民及び地域住民相互間の調整
- (3) 地域における美化活動の促進に関するこ
- (4) 市の環境関係PR活動への協力
- (5) 地区活動の活動計画書・報告書の提出
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、推進員が活動を行うため環境指導員の補助が必要と認めるときはこれを従事させるものとする。

(地区代表者)

第6条 各地区の推進員の中に、地区代表者（以下「代表者」という。）を置くものとする。

(代表者の選出)

第7条 代表者の選出は、地区連会長が行い、船橋市廃棄物減量等推進員地区代表届出書（様式4）により、市長に届け出るものとする。

(代表者会議の設置)

第8条 代表者により代表者会議を設置する。

2 代表者会議は、市長が必要な都度、招集する。

(研修)

第9条 市長は、推進員が第5条第1項に規定する活動を行うにあたって必要な知識を習得するための研修を実施するものとする。

(報告等)

第10条 代表者は、毎年、年度当初に、地区の活動計画を策定の上、船橋市廃棄物減量等推進員活動計画書（様式5）により、市長に提出するものとする。

2 推進員は第5条第1項に規定する自主的な活動について代表者に報告するものとする。

3 代表者は、年度末には活動状況を船橋市廃棄物減量等推進員活動報告書（様式6）により、市長に報告するものとする。

(解任)

第11条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1) 推進員として、ふさわしくない行為があったとき。

(2) その他市長が前号に準ずると認めるとき。

(身分証明書)

第12条 市長は、推進員の証として身分証明書（様式7）を交付する。

(推進員の身分補償)

第13条 推進員の職務上生じた災害等については、船橋市市民活動総合補償制度を適用するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11年4月1日から施行する。

附 則 3

この要綱は、平成 13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年6月1日から施行する。ただし、様式1及び様式2の改正規定は、令和 5年2月13日から施行する。

(様式 1)

船橋市廃棄物減量等推進員届出書

年 月 日

船橋市長 あて

地区連絡協議会会長

氏名 _____

船橋市廃棄物減量等推進員として、下記の者を届出します。

記

1. 地区名 _____ 地区

2. 所属団体名 _____

3. 推進員 住 所 船橋市 _____

(ワガナ)

氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 生

電話番号 _____

船橋市廃棄物減量等推進員変更届出書

年 月 日

船橋市長 あて

地区連絡協議会会長

氏名 _____

本地区的船橋市廃棄物減量等推進員を下記のとおり変更したく届出します。

記

1. 地区名 _____ 地区

2. 所属団体名 _____

3. 推進員 住 所 船橋市 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 生

電話番号 _____

4. 旧推進員 住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

(様式3)

船橋市廃棄物減量等推進員辞任届出書

年 月 日

船橋市長 あて

地区連絡協議会会長

氏名 _____

本地区の船橋市廃棄物減量等推進員を辞任したく届出します。

記

1. 地区名 _____ 地区

2. 所属団体名 _____

3. 推進員 住 所 船橋市 _____

(フリガナ)

氏名 _____

(様式4)

船橋市廃棄物減量等推進員地区代表届出書

年 月 日

船橋市長 あて

地区連絡協議会会長

氏名

本地区の船橋市廃棄物減量等推進員の代表として、下記の者を届出します。

記

1. 地区名 _____ 地区

2. 代表所属団体 _____

3. 推進員 名前 _____

住所 _____

(様式 5)

船橋市廃棄物減量等推進員活動計画書

年 月 日

船橋市長 あて

地区連絡協議会会長

氏名 _____

地区代表船橋市廃棄物減量等推進員

氏名 _____

船橋市廃棄物減量等推進員の本地区の年間活動計画を、下記のとおり届出します。

記

1. 地区名 _____ 地区

2. 計画期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

3. 活動内容 別紙活動計画概要のとおり

4. その他

〈活動計画概要〉

No. _____

地区名	地区	期間	年 月 日～	年 月 日
日 時	名 称 ・ 内 容			対象者

(様式 6)

船橋市廃棄物減量等推進員活動報告書

年 月 日

船橋市長 あて

地区連絡協議会会長

氏名

地区代表船橋市廃棄物減量等推進員

氏名

船橋市廃棄物減量等推進員の本地区の年間活動結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 地区名 _____ 地区

2. 計画期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

3. 活動内容 別紙活動報告概要のとおり

4. その他

〈活 動 報 告 概 要〉

No. _____

地区名	地区	期間	年 月 日～	年 月 日
日 時	名 称 ・ 内 容			参加者・人数

〈活動報告詳細〉

No. _____

	活動日 日時	活動內容									
月											
月											
月											

船橋市廃棄物減量等推進員

氏 名

住 所

期 間 年 月 日まで

上記の者は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例
第38条の規定による船橋市廃棄物減量等推進員（クリーン船橋530推進員）であることを証明する。

年 月 日 船橋市長

船橋市廃棄物減量等推進員要綱（抜粋）

（活動内容）

第5条 推進員は、次の各号に掲げる事項の活動を行うとともに、市長が生活環境保全に必要と認める活動を自主的に実施できるものとする。

- (1) ごみの適正な分別・排出および3R促進に係る啓発
- (2) 生活環境保全に関し、本市と地域住民及び地域住民相互間の調整
- (3) 地域における美化活動の促進に関すること
- (4) 市の環境関係PR活動への協力
- (5) 地区活動の活動計画書・報告書の提出
- (6) その他市長が必要と認める事項